

山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が締結する契約の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市契約 山口市（山口市上下水道局を含む。以下同じ。）が締結する全ての契約をいう。
- (2) 有資格業者 山口市の競争入札参加資格を有する業者をいう。
- (3) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタントに関する業務をいう。
- (4) 市工事 山口市が発注する建設工事等及び発注した建設工事等をいう。
- (5) 一般工事 市工事以外の建設工事等をいう。
- (6) 委員会 山口市入札制度等検討委員会をいう。
- (7) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。
- (8) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる以外のものをいう。
- (9) 使用人 有資格業者の使用人で前号に掲げるもの以外のものをいう。
- (10) 契約担当者 山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第2条第5号に規定する契約担当者をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が市契約において別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、委員会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。これ以外の場合は、市長が情状に応じて別表各号に定めると

ころにより指名停止を行うものとする。

- 2 市長が指名停止を行ったときは、市契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときはこの限りではない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第12号から第27号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第12号から第27号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第6条第1号に該当す

る場合にあっては、別表第15号、第16号、第18号及び第19号に定める短期を限度とする。)まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第15号、第16号、第18号及び第19号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第15号、第16号又は第17号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

(3) 山口市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第18号、第19号、又は第20号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間（指名停止事案の発生報告）

第7条 市契約を主管する所属の長（以下「所属長」という。）は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、様式第1号により市長（契約監理課）に報告するものとする。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第2号、第3号又は第4号により、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の所管する契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事由については、委員会に諮り、市長が別に定める。

2 指名停止を行った場合は、様式第5号により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に、合併前の山口市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領、小郡町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加の指名基準及び指名停止に関する要綱、秋穂町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領、阿知須町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加の指名基準及び指名停止に関する要綱、徳地町が発注する建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の規定によりなされた決定その他の行為については、この要領の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成21年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成22年1月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 たゞし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成24年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 たゞし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成28年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

別 表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(粗雑な契約履行)</p> <p>2 市契約の履行に当たり、業務の遂行において、故意若しくは過失により粗雑に委託の履行をし、又は仕様書に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき若しくは物品の納入において、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p> <p>3 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>4 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第 2 号及び第 3 号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約内容に違反し、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p> <p>9 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>10 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>12 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山口市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>13 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が山口市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>14 次の(1)から(3)までに掲げる者が、山口市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕を知った日から 公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴を知った日から 8カ月以上24カ月以内 6カ月以上18カ月以内 4カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 2カ月以上4カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>15 市契約に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。</p> <p>16 市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p>

措置要件	期間
17 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上24ヶ月以内
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>18 市契約に関し、代表役員等又は一般役員等(以下「役員等」という。)若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>19 市工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>20 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>21 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。</p> <p>22 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。</p> <p>23 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>24 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p>

措置要件	期間
<p>25 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であると知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>26 市契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>27 市契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から4カ月以上12カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>28 市工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>29 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>30 市契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>31 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>32 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内</p>

備考

- 1 別表の第21号中「経営に事実上参加している」とは、形態として次のような場合をいう。
 - (1) 株主として事実上経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められるとき。
 - (3) 家族又は第三者の名義になっているが、経営に関与していると認められるとき。
- 2 別表の第22号中「業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用した」とは、次のような場合をいう。
 - (1) 入札において、自社が有利になるよう他社を妨害したとき。
 - (2) 下請に使用するよう強要したとき。
 - (3) 工事代金の債務免除又は不当な値引きを強要したとき。
 - (4) 正当な債権であっても、不当及び不法な取立て方法により債権の履行を強要したとき。
 - (5) その他建設業以外の業務に関する場合であっても、不当及び不法に暴力団構成員を使用したとき。
- 3 別表の第23号中「金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えた」とは、次のような場合（脅迫等による場合は除く。）をいう。
 - (1) 自社業務の執行に関し、騒音等迷惑料及び地域対策費等いかなる名目であれ正当な理由がない金品を与えたとき。
 - (2) 暴力団構成員又はその組織に対して、情を知って、金銭、物品その他財産上利益を与え、暴力団組織の維持に加担しているとき。
 - (3) 暴力団構成員を不当に高い価格で下請として使用したとき。

様式第1号

第 号
年 月 日

契約監理課長

所属長

指名停止事案の発生報告について

このことについて、有資格業者が山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に定める措置要件に該当すると認められるので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
事案発生年月日	年 月 日
事案の概要	
指名停止該当条項	
所属長の意見	

様

山口市長

指名停止通知について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止措置業者	
(1)商号又は名称	
(2)代表者氏名	
(3)所在地	
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
指名停止の理由	

第 号
年 月 日

様

山口市長

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付け 第 号で指名停止を行ったこのことについては、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

変更前の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	

様式第4号

第 号
年 月 日

様

山口市長

指名停止期間の解除通知について

年 月 日付け 第 号で指名停止を行ったこのことについて
は、年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

様式第5号

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 所在地

2 指名停止措置期間 年 月 日～ 年 月 日(ヶ月)

3 事案の概要

4 指名停止措置理由

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間